

諸外国の多選制限の現況

三 輪 和 宏

目 次

はじめに

I 主要国の多選制限の状況

II 主要国の多選制限の背景等

1 アメリカ

2 イギリス

3 フランス

4 ドイツ

5 イタリア

6 カナダ

7 ロシア

8 韓国

III その他の国の多選制限の事例

付表1 アメリカの州知事及び州議会議員等の多選制限

付表2 アメリカの自治体の多選制限導入率（サンプル調査、2001年）

付表3 20世紀以降のアメリカの多選州知事一覧

はじめに

我が国では、昨年来、県知事や市長の汚職等の不祥事が相次いだ。その1つの原因として、多選による権力の過度の集中、議会とのなれ合いの発生が挙げられている⁽¹⁾。これを受けて、地方首長の多選制限を法制化してはどうか、との検討・議論が続けられている⁽²⁾。この検討・議論に資するため、諸外国の多選制限についての事例研究が求められており、筆者は、本誌第677号(平成19年6月)に「諸外国の多選制限の歴史」を発表した。これに続き、本稿では、諸外国の多選制限の現況(現在の法制比較)を概

説したい。G8諸国及び韓国については、国から地方レベルまでの多選制限の状況を明らかにし、その背景等についても記述を行った。それ以外の国々については、世界各地域において、憲法上、多選制限が見られる事例を中心に列挙した。なお、参考資料として、①アメリカの州知事及び州議会議員等の多選制限の一覧表、②アメリカの自治体の多選制限導入率、③アメリカの多選州知事の一覧表(20世紀以降)を掲げた。

I 主要国の多選制限の状況

G8諸国及び韓国の状況は、次のとおりである。

国名	職種等	多選制限	任期
アメリカ	大統領	3選禁止(憲法修正第22条第1節)	4年
	連邦議会議員	1995年までは州憲法等で多選制限を規定した州が存在した ⁽³⁾ が、これらの規定が連邦最高裁で違憲とされたため、現在では多選制限は存在しない。	下院： 2年 上院： 6年
	州知事 州議会議員等	36州で州知事が多選制限が、15州で州議会議員が多選制限が存在する。州により、他の公選職にも多選制限がある。 (例)フロリダ州の多選制限：州知事は、連続した任期の3選禁止(州憲法第4編第5条b項)。副知事、州知事顧問会議(Cabinet)メンバー(現在は法務長官、財務長官、農業長官の3名からなる)、州議会議員は、公選職で、連続8年の在職期間を超える場合は、予め投票用紙に候補者として氏名が記載されない(州憲法第6編第4条b項)。任期は4年、州下院議員のみ2年。	
	自治体の公選職 (市長、市議会議員等)	自治体により、種々の多選制限がある(ない自治体もある) ⁽⁴⁾ 。 (例)①ニューヨーク市の多選禁止：市長、市議会議員、護民官、会計検査官、区長は、公選職(任期4年)で、連続した任期の3選禁止(市憲章第50章第1138条)②ロサンゼルス市の多選禁止：市長、法務官、会計検査官は、公選職(任期4年)で、3選禁止。市議会議員は、公選職(任期4年)で、4選禁止(市憲章第1章第2編第206条)③シカゴ市：多選制限なし	

(1) 「首長多選制限 法制化へ加速」『産経新聞』2006.11.24.

(2) 例えば、総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」は、2006年12月以降、首長の多選問題について調査研究を進め、2007年5月に『首長の多選問題に関する調査研究会報告書』を取りまとめた。

(3) 実際に多選制限規定が適用される連邦議会議員が現れる前に、連邦最高裁の違憲判決(1995年)が出たため、規定の適用例は存在していない。

(4) 全米の自治体数は、80,000を超える。このうち、首長の多選制限を導入する自治体は、全自治体の9%に当たる。議員の多選制限を導入する自治体も、全自治体の9%に当たる。また、大都市における首長及び議員の多選制限の導入率は、かなり高い。Susan A. MacManus and Charles S. Bullock, III, "The Form, Structure, and Composition of America's Municipalities in the New Millenium," *Municipal Year Book 2003*, Washington, D.C.: International City/County Management Association, 2003, pp.10, 15.

イギリス	首相【非公選】	なし（通例、下院第1党党首を国王が任命）	なし
	下院議員	なし	5年
	上院議員【非公選】	なし（世襲・任命による）	原則 終身
	自治体レベル （長、議員）	なし。議院内閣制又は委員会方式（議会の委員会が行政を指揮する）を採用する自治体が多い。近年、公選の首長（大ロンドン市長〔任期4年〕等）が若干名、出現しているが、これらにも多選制限はない。	
フランス	大統領	なし	5年
	下院議員	なし	5年
	上院議員【非公選】	なし（下院議員等からなる選挙人団による間接選挙）	6年
	自治体レベル （長、議員）	なし。州、県、市町村の長は、各々の議会の長（議員の互選）で、公選首長は存在しない。	
ドイツ	大統領【非公選】	連続した任期の3選禁止（基本法第54条第2項）（連邦会議で選出）	5年
	連邦首相【非公選】	なし（連邦議会で選出）	4年
	下院議員	なし	4年
	上院議員【非公選】	なし（州政府の任命）	なし
	州・自治体レベル （長、議員）	見当たらない。州の長は、州首相で、州議会により選出される。郡長・市町村長は、公選が増えているが、郡・市町村議会により選出される場合もある。	
イタリア	大統領【非公選】	なし（国会議員と州議会の代表者による選出）	7年
	下院議員	なし	5年
	上院議員	なし	5年
	州・自治体レベル （長、議員）	県・市町村の長は、公選職で、連続した任期の3選が禁止（地方自治法典第51条第2、3項）。州知事（公選職）には、多選制限はない。また、州、県、市町村議会議員（公選職）にも、多選制限はない。	知事・ 長・議 員とも に5年
カナダ	首相【非公選】	なし（通例、下院第1党党首を総督が任命）	なし
	下院議員	なし	5年
	上院議員【非公選】	なし（総督の任命による）	終身 ⁽⁵⁾
	州レベル （長、議員）	なし。州政府の実質的長は、州首相であり、議院内閣制を採用する。	
	自治体レベル （長、議員）	なし。自治体の行政機構は、全国一律でなく多様である。 （例）トロント市：公選市長、市議会は任期4年で、多選制限がない。市長は市議会議長を兼ねる。市議会は、別に、シティー・マネージャー ⁽⁶⁾ を任命する。	

(5) 定年制（75歳まで）も同時に存在する。（憲法第29条第2項）

ロシア	大統領	連続した任期の3選禁止（憲法第81条第3項）	4年
	下院議員	なし	4年
	上院議員【非公選】	任期等については、連邦構成主体ごとに異なる。議員は、各連邦構成主体から任命又は選出される。	
	連邦構成主体の首長【非公選】	なし ⁽⁷⁾ 。（『ロシア連邦構成主体の国家権力の立法〔代表〕及び執行機関の組織の一般原則に関する連邦法』及び『ロシア連邦市民の選挙権及び国民投票参加権の基本的保障に関する連邦法』の改正に関する連邦法第1条第4項b号）（選任方法は、II 7ロシアの項目を参照）	5年以内
	連邦構成主体の議員	見当たらない	
韓国	大統領	再選禁止（憲法第70条）	5年
	国会議員	なし	4年
	地方自治団体 ⁽⁸⁾ の長	連続した任期の4選禁止（地方自治法第87条第1項）	4年
	地方議員	なし	4年

II 主要国の多選制限の背景等

1 アメリカ

(1) 支持論及び反対論、制限の形態

アメリカは、G8諸国の中で最も多選制限の進んだ国である。「アメリカの任期制限（U.S. Term Limits）」をはじめとして多選制限を求める市民団体も多数存在している。アメリカでは、次の幾つかの観点から多選制限が支持されてきた。①権力の濫用の抑制。②利益誘導型政治の防止。③公共のニーズに応える政治行政の実現。④政治行政の実績の確保⁽⁹⁾。⑤職業政治家への反発。⑥選挙における競争性の確保（再選率の上昇への反発）。⑦新しい人材と新鮮な考え方の取り入れ。①～④は、政治権力の適切な行使と、それに基づく政治行政の成果の確保を

求める観点と要約できよう。⑤～⑦は、民主政治における適切な代表の確保を求める観点と要約できよう。

しかし一方で、多選制限への反対論も見られ、次の諸点が主張されている。①レームダック（死に体。最終任期で政治的権力の弱体化が起こること）の弊害がある。②評価の高い政治家も、評価の低い政治家も、一律に退職しなければならない。③政治行政の実績と多選制限は無関係。④専門的能力の涵養がなされない。⑤経験・知識不足の公職者は官僚、議会事務局スタッフ、ロビイストの影響を受けやすい。⑥有権者は自らの判断で自由に公職者を選出する権利を持つ（有権者の権利を侵害することは非民主的）。⑦多選制限を通じて新しい人材（例えば女性、マイノリティ、社会的・経済的出自が従来と異なる者等）が公選職に就くようになるという事

(6) 自治体行政・経営の専門家（シティー・マネージャー〔市支配人〕）を任命し、その専門家が議会の決定した政策を執行し、また日々の自治体運営を遂行していく。

(7) 連邦法では多選制限を設けていないが、各連邦構成主体が憲法・憲章で独自に首長の多選制限を定めることができるか否かは不明。

(8) 広域自治団体（特別市、広域市、道）、基礎自治団体（市、郡、自治区）から成る。

(9) 長期就任による惰性的統治、再選確保のための財政支出の増大・規制行政の維持・強化等を防ぎ、政治行政の実績を上げるとの趣旨である。

実はない⁽¹⁰⁾。

多選制限は、党派的理由からも支持されてきた。第2次世界大戦前後から、アメリカでは、民主党が選挙で勝利し続けるという現象が、連邦レベルでも州・自治体レベルでも見られ⁽¹¹⁾、現職優位を強く印象付けてきた。これに共和党が反発し、多選制限という手段で対抗しようとした。大統領の3選禁止、1990年代前半に見られた連邦議会議員の多選制限導入の動きは、このような背景で捉えることも可能である。1990年代前半には、政治的保守主義の立場を執るグループが、共和党の伸張を期待するが故に、多

選制限を支持したという実態も存在した⁽¹²⁾。

実際に、州議会議員の多選制限が、共和党の議席増加につながったという研究もある（アーカンソー州の事例）⁽¹³⁾。しかし、共和党は、1994年中間選挙の勝利以降、連邦議会で多数を占めることが増え⁽¹⁴⁾、それと並行して党内の多選制限推進論は衰退するようになった。また、将来的に自ら多選を避けることを公約した共和党下院議員が、公約を撤回し、多選を重ねようとしたケースが続いたことは批判の対象になった⁽¹⁵⁾。

また、アイダホ州は、共和党の支持勢力が強

(10) 大山礼子「公職者の任期制限等に関するカリフォルニア州憲法改正法（1990年政治改革法）The Political Reform Act of 1990」『外国の立法』30巻3号, 1991.5, pp.109-110; Richard Rose, ed., *International Encyclopedia of Elections*, Washington D.C.: CQ Press, 2000, pp.307-308; Doug Bandow, "Real Term Limits: Now More Than Ever" Cato Instituteホームページ〈<http://www.cato.org/pubs/pas/pa-221.html>〉; Nelson Lee Walker, "Term limits Arguments Pro and Con" *tenurecorrupts.com*ホームページ〈<http://www.tenurecorrupts.com/arguments.html>〉; "Pros and Cons of Term Limits" National League of Citiesホームページ〈http://www.nlc.org/about_cities/cities_101/172.aspx〉. (脚注に掲げたすべてのインターネット情報のアクセス日付: last access 2007.6.11)

(11) 例: フランクリン・ルーズベルト大統領の4選(1932、1936、1940、1944年)、連邦下院選挙での連続勝利(1954~1992年)、アーカンソー州知事選挙での連続勝利(1874~1964、1970~1978、1982~1994年)、ニューヨーク市長選挙での連続勝利(1945~1961、1973~1989年)。州議会では1956年~1992年まで、民主党の優位が顕著で、民主党の州議会議員数は、共和党のそれを大きく上回った。特に、1970年代半ばは、州議会議員総数の約70%を民主党が獲得するという状況だった。また南部諸州の州議会では、1946年から1990年まで、民主党は圧倒的優位を保ち続け、南部の州議会議員総数の約70%以上を獲得し続けた。*Book of the States*, vol.37, Lexington: Council of State Governments, 2005, p.108; *Book of the States*, vol.38, Lexington: Council of State Governments, 2006, p.66; Jeffrey M. Stonecash and Anna M. Agathangelou, "Trends in the Partisan Composition of State Legislatures: A Response to Fiorina," *American Political Science Review*, vol.91 no.1, March 1997, pp.150-151.

(12) John J. Miller, "Terminally inept?" *National Review*, vol.50 no.4, March 9, 1998, pp.34-36. (ProQuest Databaseより)

(13) "Term Limits in the Arkansas General Assembly: A Citizen Legislature Responds" National Conference of State Legislaturesホームページ〈<http://www.ncsl.org/jptl/casestudies/Arkansasv2.pdf>〉.

(14) 共和党は、連邦下院では1994~2004年の各選挙後の議会で多数を占めた。また、連邦上院では1994~1998、2002、2004年の各選挙後の議会で多数を占めた。なお、共和党と民主党の各々の全州議会議員数は、1994~2000年の選挙では、民主党が共和党を若干リードしていたが、2002、2004年の選挙では、ほぼ互角となり、2006年の選挙で、再び民主党が共和党を若干リードするという結果になっている。*Book of the States*, vol.37, *op.cit.*, p.108; "2007 Partisan Composition of State Legislatures" 同上ホームページ〈<http://www.ncsl.org/programs/legismgt/statevote/partycomptable2007.htm>〉.

(15) 2006年の中間選挙を前に、公約を撤回し選挙に出馬することを表明した共和党下院議員は少なくとも7名いると報道されている。それ以前にも、同様の事例が存在しており、ジョージ・R・ネザーカット下院議員（ワシントン州第5選挙区）のように、多選批判を前面に押し出して当選し、4選不出馬を公約していたにもかかわらず、4選・5選に出馬し当選したという者もある。Andrea Stone, "Parts of Republican Revolution fade with age: Party adopts practices once criticized," *USA TODAY*, Jan. 20, 2003, p.A4 (ProQuest Databaseより); Andrea Stone, "Term-limit pledges get left behind," *USA TODAY*, Apr. 12, 2006 〈http://www.usatoday.com/news/washington/2006-04-12-term-limits_x.htm〉.

いことで著名な州の1つである⁽¹⁶⁾。同州では、住民のイニシアチブを通じて制定された多選制限規定を、2002年に州議会が削除するという動きが見られた⁽¹⁷⁾。民主党の議員の一部が、この削除に反対した（すなわち多選制限に賛成した）。彼らは、州の政治が共和党に全面的に支配されていることに対する非難の意味で多選制限を支持した、と述べている⁽¹⁸⁾。同州の事例は、連邦における民主党優位のケースと、ちょうど逆の党派的構図になっている。

アメリカの多選制限規定の形態は、大きく3つに分かれる。1つは、①多選を制限する旨を直接的に規定する形態であり、代表例は、大統領の3選禁止⁽¹⁹⁾である。また、類似の形態として、②任期の回数・長さを制限する旨を直接的に規定する形態も見られる。代表例は、カリフォルニア州の任期制限規定⁽²⁰⁾である。更に、③投票用紙へ候補者として氏名が予め記載されない旨、規定する形態も存在する。これは、厳密には、投票用紙へのアクセス（ballot access、投票用紙に候補者として氏名が記載されること）を制限する規定であり、間接的な制限の形態と言える。代表例は、フロリダ州の多選制限（副知事等の多選制限の事例）である。アメリカでは記号式投票が原則であるが、ライト・イン投票（有権者が投票したい者の氏名を投票用紙に自書する方式⁽²¹⁾）が併用されるケースも多く、

投票用紙に予め氏名の記載がなくても、ライト・イン投票が多数に上れば当選に至ることも不可能ではない（実際に当選に至った事例は極めて少ない）。

本稿では、①、②、③ともに、多選制限の観点から見た場合に実質的な内容に差異が生じないと考えられるため、いずれも多選制限として取り上げ、原則として…選禁止等の形で表記することとする⁽²²⁾。

(2) 大統領

大統領については、初代のジョージ・ワシントンが3期目に出馬しなかったことを慣例とし、3期目に出馬した事例は、フランクリン・ルーズベルト第32代大統領（1933～1945年在任）まで存在しなかった⁽²³⁾。ワシントン以来の慣例は、「2期退職の伝統（the two-term tradition）」と呼ばれる。「2期退職の伝統」の背景には、特に行政府における政治権力の集中に対して、根深い不信感が国民の間に存在してきたことがあると言う⁽²⁴⁾。フランクリン・ルーズベルトは、結局4選まで当選を重ねたが、彼の3選、4選の時期は、第2次世界大戦と重なり、新しい大統領を選出するよりも現職大統領のリーダーシップを重視するという歴史的状況があったと言う。第2次世界大戦後、この4選に対する反省から、また民主党大統領が再び3選以上

(16) 同州では、1994年中間選挙以降、連邦上・下院議員、州知事は、すべて共和党候補から選出されている。現在の州議会の党派別構成も、下院が、共和党51対民主党19で、上院が、共和党28対民主党7である。

(17) II 1(4)州知事、(5)州議会議員の項目も参照。三輪和宏「諸外国の多選制限の歴史」『レファレンス』677号、2007.6、p.87。

(18) Marcia Franklin, "Idaho Lawmakers Act To End Term Limits," Jan. 30, 2002, Stateline.orgホームページ〈<http://www.stateline.org/live/ViewPage.action?siteNodeId=136&languageId=1&contentId=14711>〉。

(19) 「何人も2回を超えて大統領職に選出されることはできない…」(憲法修正第22条第1節)。

(20) 「…州知事は、2期を超えて就任できない」(カリフォルニア州憲法第5編第2条)。副知事等の州の公選職、州議会議員についても、同様に何期を超えて就任できないとの法文になっている(同第4編第2条a項、第5編第11条)。

(21) 候補者名の記載されたシールを貼り付ける方式、候補者の居住する自治体名を候補者名と同時に記載させる方式等も存在する。なお、ライト・イン投票を認めない州も存在する(アラスカ、ハワイ、ネバダ、オクラホマ、サウスダコタ)。Alexander J. Bott, *Handbook of United States Election Laws and Practices: Political Rights*, Westport: Greenwood Press, 1990, pp.151, 152, 156, 180。

(22) 本稿では、アメリカ以外の事例で②が見られる場合についても、すべて多選制限として取り上げ、原則として…選禁止等の形で表記することとする。

を重ねることを共和党が恐れたという政治的理由から、1951年に連邦憲法が修正され3選禁止が定められた(修正第22条)⁽²⁵⁾。その後も、アメリカ国民の多くは、この修正第22条の多選制限規定を支持している。支持の理由は、権力の濫用の抑制の手段と考えられるからであり、また特定個人の能力・専門性に依存した政治・行政を嫌う(別の観点から見れば、大統領職の職業

化を嫌う)からである⁽²⁶⁾。

(3) 連邦議会議員

連邦議会議員については、1990年代に入り、直接的には現職議員の再選率の上昇がきっかけとなり⁽²⁷⁾、一部の州で多選制限が設けられるようになった(1995年時点で22州で設けられた)。これらは、州議会による州法制定によったユタ

⁽²³⁾ ジョージ・ワシントン、続けて3期目を務めることを多くの国民が期待していたにもかかわらず、1796年に3期目の出馬を固辞した。彼の人気は高く、1799年にも翌年の大統領選挙に出馬するように要請されたが、これも固辞した。彼自身は、大統領職について多選制限を設けるべきではないという考えを持っていたし、彼の3期目不出馬が慣例となることも期待していなかった。しかしながら、彼の3期目不出馬は、その後、アメリカ政治の慣例として長く受け入れられることになった。この慣例は、権力の集中・独占に対する抑制的手段として認められたのである(マークス・カンリッパ(入江通雅訳)『ワシントン』時事通信社、1959、p.213; Thomas S. Langston and Michael G. Sherman, *George Washington*, Washington D.C.: CQ Press, 2003, p.101)。

なお、ワシントンの慣例に反する歴史的事例として、直接的に3期目の大統領選挙に出馬したわけではないが、次のような近似的事例が挙げられる(*Guide to U.S. Elections*, 5th ed., Washington D.C.: CQ Press, 2005, vol.1, pp.489-490, 508-511, 616, 628, 781)。^①南北戦争で北軍の将軍を務めたユリシーズ・グラント(共和党)は、1868、1872年と2回、大統領に当選した。しかし、その後も共和党内に支持者が多く、1880年の共和党全国大会で共和党大統領候補の座を争った。しかし、ジェームズ・ガーフィールドに破れ、1880年大統領選挙ではガーフィールドが大統領に選出された。(党候補の座を3度、目指した例)^②セオドア・ルーズベルトは、1900年共和党候補として副大統領に当選したが、翌年ウィリアム・マッキンリー大統領の暗殺に伴い、副大統領から大統領に昇格した。続く1904年には大統領選挙に勝利した。1908年大統領選挙には出馬しなかったが、1912年の共和党全国大会でウィリアム・タフトと共和党大統領候補の座を争った。タフトに敗れたルーズベルトは革新党を立ち上げ、革新党候補として大統領選挙に出馬した。しかし、ウッドロー・ウィルソン(民主党)が当選し、第2位にとどまった。(大統領に昇格し2年以上大統領職を務めた後、2回大統領選挙に出馬した例)

⁽²⁴⁾ Bruce G. Peabody, "George Washington, Presidential Term Limits, and the Problem of Reluctant Political Leadership," *Presidential Studies Quarterly*, vol.31 no.3, September 2001, p.440.

⁽²⁵⁾ Harry A. Bailey, Jr., "Presidential Tenure and the Two-Term Tradition," *Publius*, vol.2 no.2, Autumn, 1972, pp.105-106. 1946年の中間選挙の結果、共和党は連邦上・下院の両院で過半数を占めた。その結果、1947年から始まる第80議会で、大統領3選禁止の連邦憲法修正案が審議されることとなった。本修正案に関する連邦議会の採決結果は、下院が賛成285対反対121(1947年2月6日)、上院が賛成59対反対23(同年3月12日)であった。党派別の賛否の状況は、共和党が、下院で賛成238対反対0、上院で賛成46対反対0であった。民主党は、下院で賛成47対反対121、上院で賛成13対反対23であった。上院の可決案は、副大統領等が大統領職を承継した場合、残りの任期が2年以下の場合には(承継した任期以外に)2選まで認められるとした点で、下院の可決案(承継した任期の長さにかかわらず、[承継した任期以外に]1選まで認められるとした)と異なったが、上院可決案が最終的に連邦議会で採用され、発議されることとなった。州議会による批准が(全州の)4分の3以上になり憲法修正が効力を発するには、ほぼ4年を要した。この歳月は、連邦憲法修正案の批准としては、長期にわたるものだった。1951年2月27日に、修正第22条は成立した。その後も批准する州は、若干増えて、最終的には48州中、41州が批准した。当時のトルーマン大統領(1945~1953年在任、民主党)は、この憲法修正について特段の働きかけを行うことはなかったが、連邦議会で可決された後に反対の立場であることを明らかにしている。なお、修正第22条は、現職者であるトルーマン大統領には適用されない規定であった。(John R. Vile, *Encyclopedia of Constitutional Amendments, Proposed Amendments, and Amending Issues, 1789-2002*, 2nd ed., Santa Barbara: ABC-CLIO, 2003, p.476; Michael Nelson, ed., *Guide to the Presidency*, 3rd ed., Washington D.C.: CQ Press, 2002, vol.1, pp.51-52; "Proposed Amendment to the Constitution of the United States Relating to Terms of Office of the President [Feb. 5, 1947]," *House Report*, 80th Congress, 1st Session (Jan. 3-Dec.19, 1947), Miscellaneous, vol.1, Report no.17, Washington D.C.: Government Printing Office, 1947)

⁽²⁶⁾ Leonard W. Levy and Louis Fisher, ed., *Encyclopedia of the American Presidency*, New York: Simon & Schuster, 1994, vol.4, pp.1512-1513.

州の場合を除き、イニシアチブ（住民発案）により、州憲法等の修正案が住民投票にかけられ承認されるという手続きによるものであった⁽²⁸⁾。しかし、1995年5月22日の連邦最高裁判決⁽²⁹⁾により、これらの規定は違憲とされ、効力を失った。違憲の理由は、連邦議会議員の多選制限は、議員の資格（qualification）に関する事項であり、連邦憲法の修正により行わなければならないというものであった。この判決を受け、州によっては、その後、当該規定自体を削除したところもある（無効のまま当該規定が残されている州もある）。

連邦議会議員の多選制限を認める連邦憲法修正については、下院共和党⁽³⁰⁾が、1994年の中間選挙時に発表した政策的文書「アメリカとの

契約（Contract with America）」⁽³¹⁾で連邦議会議員の多選制限をうたい、同党が勝利したことが背景になって、連邦議会で審議が行われた。連邦憲法修正案の代表的なものは、3件存在する。いずれも、1995年から1997年にかけて、連邦議会に提出され審議がなされたが、憲法修正に必要な両議院の3分の2以上の多数を獲得することはできず、否決されている⁽³²⁾。この3件以外の連邦憲法修正案も、すべて成立に至ることはなかった。1997年を過ぎると、連邦議会における連邦議会議員の多選制限の動きは、あまり見られなくなった。

(4) 州知事

歴史的に見ると、州知事の多選制限の導入

(27) 下院選挙の場合、1988、1990年の選挙で、第2次世界大戦後最高の98.5%の再選率を記録した。上院選挙の場合、1990年の選挙で、第2次世界大戦後最高の96.9%の再選率を記録した（再選率＝[当選者数／再選を目指した議員数]×100(%)。Jerrold G. Rusk, *A Statistical History of the American Electorate*, Washington D.C.: CQ Press, 2001, pp.261, 388)。

(28) John L. Moore, ed., *Elections A to Z*, 2nd ed., Washington D.C.: CQ Press, 2003, p.473; John M. Carey, *Term limits and legislative representation*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998, pp.9, 12-13.

(29) U.S. Term Limits, Inc. v. Thornton, 514 U.S. 779 (1995). 判決要旨は、三輪 前掲論文, p.85, 脚注(76)を参照。

(30) 「アメリカとの契約」は、共和党の現職下院議員及び下院議員候補者がほぼ全員署名したため、事実上、下院共和党の提示した選挙公約とみなされた。

(31) この政策的文書は、1994年9月27日に発表された。同文書には、連邦議会の第104議会期の最初の100日以内に、10種類の法案を下院に提出することがうたわれた。そのうちの1つが市民議会法（the Citizen Legislature Act）であり、その内容は「職業政治家を市民的議員と交代させるために、多選制限に関し、前例のない投票を実施する」とされていた。（“REPUBLICAN CONTRACT WITH AMERICA”アメリカ下院ホームページ〈<http://www.house.gov/house/Contract/CONTRACT.html>〉；「米共和党の基本政策『アメリカとの契約』（全文）」『世界週報』75巻47号, 1994.12.13, pp.64-65）

(32) *Guide to U.S. Elections*, 5th ed., *op.cit.*, vol.2, p. 829; Moore, ed., *op.cit.*, p.213.

①1995年の憲法修正案（H. J. Res.73, 104th Congress）は、上院議員の3選禁止、下院議員の7選禁止（すなわち、どちらも12年の在任期間を超えて選出されることを禁ずる内容）をうたっていた。この案は、1995年3月29日に、下院本会議で賛成227票、反対204票、留保（present）1票、棄権3人で、否決された。（“Proposing an amendment to the Constitution of the United States with respect to the number of terms of office of Members of the Senate and the House of Representatives”）

②1995～96年の憲法修正案（S. J. Res. 21, 104th Congress）は、上院議員の3選禁止、下院議員の7選禁止（当初、下院議員は4選禁止とされていたが、審議過程で7選禁止に修正された）をうたっていた。この案は、1996年4月23日に、上院本会議で賛成58票、反対42票で、否決された。（“A joint resolution proposing a constitutional amendment to limit congressional terms”）

③1997年の憲法修正案（H. J. Res. 2, 105th Congress）は、上院議員の3選禁止、下院議員の7選禁止をうたっていた。この案は、1997年2月12日に、下院本会議で賛成217票、反対211票、棄権6人で、否決された。（“Proposing an amendment to the Constitution of the United States with respect to the number of terms of office of Members of the Senate and the House of Representatives”）

①、②、③ともに、アメリカ議会図書館THOMASホームページのBills, Resolutionsで検索可能（http://thomas.loc.gov/home/bills_res.html）。

は、権力の濫用の抑制を目的として行われてきた。諸州は、多選制限の導入・緩和・廃止・再導入という様々な経路を辿りながら、最終的には州知事が多選制限を設けるケースを増加させてきた（1965年には州知事が多選制限導入州は24であったが、現在は36である）⁽³³⁾。特に1960年頃から、有権者の声に押され、州知事が多選制限を設ける州が多く見られるようになった。有権者は、実績ある州行政を求め、また職業政治家に反発し、多選制限を求めた⁽³⁴⁾。1990年代前半は、この動向のピークであり、1990～1995年に州知事が多選制限を設けた州は12州に上った⁽³⁵⁾。導入手続きとしては、住民のイニシアチブによる事例が多かった。この時期、導入が遅れていた西部に、多選制限が広がったことは注目を浴びた。これより後に、州知事が多選制限を設けた州は存在しない⁽³⁶⁾。現在、州知事の任期は、4年が48州と圧倒的に多い。また、州知事が多選制限の標準的な形態は、連続した任期の3選禁止（連続8年まで）、となっている。

州知事が多選制限規定を州議会が削除した近年の事例としては、アイダホ州（2002年）⁽³⁷⁾、ユタ州（2003年）が挙げられる。また、同規定が、州最高裁判所で違憲とされた事例としては、マサチューセッツ州（1997年）、ワシントン

州（1998年）が挙げられる。両州では、多選制限が州法レベルの規定でなされていたが、州憲法レベルの規定でなされなければならないと判示された⁽³⁸⁾。ワイオミング州でも、同趣旨の判決が州最高裁判所で出された（2004年）が、訴訟の対象が州議会議員に限られるという理由で、州知事等の州の公選職（合計5ポスト）についての多選制限規定（州法規定）は有効とされ、残ることになった⁽³⁹⁾。なお、アイダホ州最高裁判所は、州知事等の多選制限規定（州法規定）を合憲と判示している（2001年）⁽⁴⁰⁾。

(5) 州議会議員

州議会議員については、連邦議会議員と同様に、直接的には現職議員の再選率の上昇がきっかけとなり⁽⁴¹⁾、一部の州で多選制限が設けられるようになった。多選制限が初めて導入されたのは、オクラホマ州であった。同州では1990年9月18日の住民投票の結果、州憲法が修正され、州上院・下院議員ともに、州上下両院通算で12年までの任期とされた（第5編第17A条）。続いて同年11月6日には、カリフォルニア州、コロラド州でも住民投票が行われ、州議会議員等に多選制限が導入された⁽⁴²⁾。この動向は、1990年代前半にピークを迎えた。手続きとして

33 但野智「米国・州知事の大選制限—歴史的経過と現行制度—」『議会政治研究』81号、2007.3、pp.21, 25, 30。州副知事については、2000年時点で20州に大選制限がある（小滝敏之『アメリカの地方自治』第一法規、2004、p.107）。

34 *Guide to U.S. Elections*, 5th ed., *op.cit.*, vol.2, p. 1441.

35 但野 前掲論文、p.30。なお三輪 前掲論文、p.83では“State Gubernatorial Term Limits” U.S. Term Limits ホームページ〈http://www.ustl.org/Current_Info/State_TL/gubernatorial.html〉に基づき「13州」としたが、その後の調査により「12州」が正確と判明した。

36 “State Gubernatorial Term Limits” U.S. Term Limits ホームページ〈http://www.ustl.org/Current_Info/State_TL/gubernatorial.html〉。

37 アイダホ州では、大選制限規定が合憲と判示された（2001年12月13日、下記注40参照）にもかかわらず、州議会に大選制限反対派が多く、結局、同規定は削除されることになった。“Idaho Supreme Court Upholds Term Limits” National Conference of State Legislatures ホームページ〈<http://www.ncsl.org/programs/legismgt/about/idaho2001.htm>〉。

38 現在、両州の大選制限規定（州法の法文自体）については削除する手続きは執られておらず、無効とされた状態で残されている。

39 Ilene Olson, “TERM LIMITS FOR THE TOP FIVE? THE COURT RULING DIDN'T APPLY TO THE GOVERNOR AND 4 OTHER ELECTED LEADERS, BUT THEY HAVEN'T INDICATED THAT CHALLENGING THE LAW IS IN THEIR PLANS,” *Wyoming Tribune-Eagle*, May 14, 2004, p.1; Ilene Olson, “SENATE PANEL VOTES TO KEEP TERM LIMITS ON THE STATE'S TOP FIVE ELECTED OFFICIALS,” *Wyoming Tribune-Eagle*, Jan 20, 2005, p.A6.（両記事とも ProQuest Database より）

は、住民のイニシアチブによる事例が多かった（例外：ユタ州 [州議会による州法制定]、ルイジアナ州⁽⁴³⁾）。ルイジアナ州の事例は、きっかけが特別なものであった。同州では、複数の州議会議員が、州議会の建物の中でカジノ関係の賄賂を受け取ったことがビデオテープに録画され、スキャンダル事件として発覚した。この事件を契機に、州議会は自ら、州議会議員の多選制限に関する州憲法修正に着手したのであった。州議会は州憲法修正案を可決し、住民投票に付された後、多選制限が導入された⁽⁴⁴⁾。

実際に、州議会議員が多選制限規定にかかり、その年の選挙に立候補できなくなった事例は、1996年に初めて現れた。メイン州で、26名の州下院議員、4名の州上院議員が多選制限にかかった。カリフォルニア州では、22名の州下院議員が多選制限にかかった。その後、多選制限にかかり立候補できなくなった州議会議員の

人数は、次のとおりである。1998年に204名。2000年に380名。2002年に322名。2004年に257名。2006年に268名⁽⁴⁵⁾。

州議会議員の多選制限規定を州議会が削除した事例としては、アイダホ州（2002年）、ユタ州（2003年）が挙げられる。また、同規定が、州最高裁判所で違憲とされた事例としては、①マサチューセッツ州（1997年）、②ワシントン州（1998年）、③ワイオミング州（2004年）、④オレゴン州（2002年）が挙げられる。①～③では、多選制限が州法レベルの規定でなされていたが、州憲法レベルの規定でなされなければならないと判示された。④では、イニシアチブ・住民投票を経て多選制限が導入されていた。しかし、オレゴン州は、州憲法修正に係るイニシアチブ・住民投票については、1回につき1個所の州憲法修正しか認めておらず（single subject rule）、本件は同時に2個所の州憲法修正が

(40) アイダホ州では、連邦議会議員、州知事等の州の公選職、州議会議員、(州内の)郡行政委員等の郡の公選職、(州内の)市長・市議会議員等に関する多選制限規定が、イニシアチブ・住民投票を経て1994年に制定された(州法上の規定。投票用紙に予め候補者氏名が記載されない形態。ただしライト・イン投票は認められる)。2000年に多選制限に反対する当事者(郡の公選職者等)が、多選制限規定の無効を訴えて州第6区裁判所に提訴した。同裁判所は、多選制限規定が、アイダホ州憲法の規定する選挙権(right of suffrage)を侵害し、違憲であると判示した。しかし、2001年12月13日州最高裁判所は、この判決を覆し、多選制限規定を合憲と判示した。理由は、次のとおりであった。①アイダホ州憲法の選挙権には、投票用紙へのアクセス権(right to access the ballot、投票用紙に候補者として名前が記される権利)、公職就任権(right to hold public office)が含まれない。②連邦憲法及びアイダホ州憲法の定める平等保護規定が侵害されていない。多選制限規定は、すべての候補者に対して就任年数に応じて平等に制限を加えるものであり、また差別的な等級を設けるものでもない。同規定の目的は、より多くの候補者に公職就任の機会を提供しようという合理的なものである。(Rudeen v. Cenarrusa, 136 Idaho 560, 38 P.3d 598 (2001); "Idaho Supreme Court Upholds Term Limits," *op.cit.*, (37))

(41) Rose, ed., *op.cit.*, p.307.

(42) 大山 前掲論文, pp.108-109, 111.なお、アメリカ合衆国独立(連邦成立)より前の州(邦とも言う。13植民地)では、州の議員等の公職者の多選制限が導入されている場合があった。導入理由は、公職者が長期間継続して権力を行使することは専制政治につながる可能性があったためである。例えば、1776年ペンシルベニア州憲法では、州議会議員(任期1年)は、7年間に4年を超えて選出されることができなかった(第8条)。“Constitution of Pennsylvania: September 28, 1776” Avalon Project at Yale Law Schoolホームページ <<http://www.yale.edu/lawweb/avalon/states/pa08.htm#1>>.

(43) 小滝 前掲書, p.82.

(44) “Wyoming lawsuit latest blow to term limits: Backers say concept remains popular with public,” *Washington Times*, Apr. 4, 2004, p.A02 (ProQuest Databaseより).

(45) 現在、全米の州議会議員の総数は7,382人である。仮に母数(分母)を7,382人として各年の多選制限適用議員数を割り算し百分率を求めると、次のようになる。0.7% (1996)、2.8% (1998)、5.1% (2000)、4.4% (2002)、3.5% (2004)、3.6% (2006)。これらの百分率を合計すると20.1%であり、1996年～2006年までの約10年間で20.1%の議員が、多選制限適用になったと推計される。“About State Legislatures Issues Overview” “Members Termed Out: 1996-2006” National Conference of State Legislaturesホームページ <<http://www.ncsl.org/programs/legismgt/LMOverview.htm>> <<http://www.ncsl.org/programs/legismgt/about/termedout.htm>>.

含まれていたため、イニシアチブ・住民投票には瑕疵があり違憲とされた。

なお、フロリダ州では、州議会議員等の多選制限規定（州憲法規定）に対して訴訟が提起されたが、合憲であると判示されている（1999年）。モンタナ州では、2001年に州上院議員と有権者が、州議会議員等の多選制限導入に関する州憲法修正を求めるイニシアチブの無効を訴えて、州最高裁判所に提訴した。同イニシアチブは、1992年に行われ、67%の賛成を得て多選制限が導入された。2002年に、同裁判所は、多選制限が1992年に法制化（州憲法規定）されてから既に9年が経過しており、本件に関する提訴の権利は失効したとして、訴えを却下した（*barred by laches* [権利行使の懈怠のため却下]）⁽⁴⁶⁾。

(6) 自治体の公選職

自治体の公選職については、特に1960年代以降、多選制限を設ける例が見られるようになった。1990年前半の多選制限運動⁽⁴⁷⁾も、大きな影響を与えた。手続きとしては、住民のイニシアチブによる事例が多かった。イニシアチブ以外にも、自治体議会により憲章・条例等の改正が行われる場合もあれば、マサチューセッツ州内の自治体のように、住民総会（*town meeting*）で憲章改正を行ったケースも存在する。

国際市／郡経営協会（*International City/County Management Association, ICMA*）は、「アメリカの自治体の統治形態に関する2001年調査

（*Municipal Form of Government, 2001 Survey*）⁽⁴⁸⁾を行っているが、この中で自治体における多選制限についても調査した。それによると、首長の多選制限を導入している自治体は、全自治体の9%に当たる。自治体議会議員の多選制限を導入している自治体も、同じく9%に当たる。人口規模が大きな自治体ほど多選制限を導入しているケースが多く、人口100万人以上の自治体は、回答の得られた4自治体ともに、首長・議員の多選制限を導入している。また、都市部に位置する自治体の方が、都市部近郊地域・それ以外の地域に位置する自治体よりも、多選制限導入率が高い。自治体の統治形態別では、市長制を採用する自治体よりも、シティー・マネージャー制を採用する自治体の方が、多選制限導入率が高い⁽⁴⁹⁾。

首長の就任回数の上限は、2期が55%、3期が30%、4期が9%、1期が3%、それ以外が4%である。首長の多選制限規定は、自治体憲章（*charter*）にある自治体が66%、州憲法又は州法（*state law*）にある自治体が23%、条例（*ordinance*）にある自治体が9%である。任期自体は、首長・議員ともに4年が多い。次いで2年が多くなっている。首長の任期に関しては、人口規模の小さい自治体の方が、短い傾向にある。首長は、直接公選により選ばれるケースが、全自治体の70%以上であるが、議会が互選により選出する場合等もある⁽⁵⁰⁾。

一方、1995年に書かれたDanielle Fagre氏の

⁽⁴⁶⁾ *Cole v. State ex rel. Brown*, 42 P.3d 760 (Feb. 26, 2002)（モンタナ州最高裁判所判例）；“Florida Supreme Court upholds term limit law for state politicians,” *Grand Rapids Press*, Sep. 3, 1999, p.D7（ProQuest Databaseより）；“Democracy Dispatches,” no.13, Dec. 27, 2001 Demosホームページ〈http://www.demos-usa.org/pubs/Dispatches_13.pdf〉；“Legislative Term Limits: An Overview” “Oregon’s Legislative Term Limits Unconstitutional” National Conference of State Legislaturesホームページ〈<http://www.ncsl.org/programs/legismgt/about/termlimit.htm>〉〈http://www.ncsl.org/programs/press/2002/oregon_termlimits.htm〉。またNational Conference of State Legislaturesへの問合せによる（2006.12.6 Jennie Bowser氏からEメールで回答を得た）。

⁽⁴⁷⁾ 三輪 前掲論文, pp.82-86.

⁽⁴⁸⁾ 同調査は、全米の自治体7,867に調査票を送付し、その結果を集計したものである。多選制限につき回答した自治体数は、約4,000である。現在の全米の自治体の総数は80,000を超える。MacManus and Bullock, III, *op.cit.*, pp.3-18. 同調査結果に含まれないシカゴ市（人口約300万人）では現市長が連続6選を重ね、その父も連続6選（同市長）を重ねた。

⁽⁴⁹⁾ 付表2 アメリカの自治体の多選制限導入率（サンプル調査、2001年）参照。

論文⁽⁵¹⁾によると、何らかの多選制限⁽⁵²⁾の規定を持つ自治体の数は、全米で約3,000である。大都市で、多選制限の導入例が多いと言う。自治体における多選制限が多く見られる州は、テキサス州、カリフォルニア州、フロリダ州である。多選制限がある自治体において、任期の上限となる年数は平均で7.9年である⁽⁵³⁾。Fagre氏によると、自治体の多選制限規定は、しばしば訴訟の対象になってきた。多選制限反対派が、裁判に訴えて多選制限規定の廃止を求めたこと等が、訴訟の提起の理由になっている。裁判の論点は、主として手続論・形式論に関するものであった。すなわち、規定のレベル（州憲法、市憲章、条例等のいずれであるべきか）、イニシアチブ・住民投票の手続きの正当性などが問われた。判決は、規定のレベル（例えば市憲章）を正当とし、又はイニシアチブ・住民投票を正当と判示したのもあれば、逆に、自治体の多選制限規定といえども州憲法の修正によらなければならないと判示したものもある。概して、ホームルール⁽⁵⁴⁾を認められた自治体については、イニシアチブを通じ定められた多選制限に関する市憲章規定が合憲・正当と判示されたケースが多い。別の論点として、多選制限規定が、公職に就く権利を侵害するか否か、（好む人物に投票できなくなる等のために）選挙権を侵害するか否か等、も問われた。これらの権利侵

害を理由に多選制限規定が削除されるべきであると、（上級審で）最終的に判示された例は見当たらない。

典型的な判例は、1993年10月19日のニューヨーク州上訴裁判所⁽⁵⁵⁾の判決⁽⁵⁶⁾である。同裁判所は、ニューヨーク市の多選制限導入に関する住民投票（1993年11月に実施された）について判決を出し、住民投票は正当であり執行されるべきものとした。同判決は、次のように述べている。①本件の多選制限は、公職からの恣意的排除に当たらない。本多選制限は、人種・信条・性別等による差別とは異なり、全候補者に対して中立的に適用される合理的基準に依っている。②有権者は、特定人物に投票できる絶対的権利を有しているとは言えない。本多選制限が適用されたとしても、有権者は、立候補が許された候補者の中から、最も好ましいと考えられる人物に投票する権利を、なお行使することができる。本多選制限は、選挙権に対して付随的効果を与えるに過ぎず、選挙権そのものを侵害するわけではない。③立候補の権利を、基本的人権の1つと考えることはできない。よって、合理的な根拠に基づく立法により立候補を制限しようとする本多選制限は、州憲法の平等保護条項に違反しない。④一般職公務員は、雇用が継続されるために、正当な法手続きに基づく保護を受ける。しかし、公選職にある者が、

50) 本段落において、特に示さない場合は、百分率の母数は多選制限導入自治体の数である。なお、議会が互選により首長を選出する場合でも、首長の多選制限が存在するか否かについては、調査結果が公表されておらず不明である。

51) Danielle Fagre, "Microcosm of the Movement: Local Term Limits in the United States," 1995

〈http://www.ustl.org/Current_Info/microcosm/index.html〉のうちAPPENDIXの部分。

52) この論文では、公選職についてだけでなく、任命職や一般職公務員に任期制限があるケースも含めている。

53) 連続した年数で制限が掛けられる場合と、通算した年数で制限が掛けられる場合の両者を合算して平均している。

54) 自治体政府に授与された、憲章を制定し自己の問題を管理運営する権限。州憲法や州法により、憲章制定権等が自治体に対して認められる。（小滝 前掲書, p.270）

55) ニューヨーク州ではCourt of Appeals（上訴裁判所）が、他州の最高裁判所に相当するものとして位置づけられている。

56) Roth v. Cuevas, 158, Misc. 2d 238 (Sup. Ct. NY Co) affd, 603 NYS2d 736 (App. Div. 1st Dept.), affd for reasons stated in the opinion of Supreme Court Justice Martin Evans, 82 NY2d 791 (1993); Sam Roberts, "BID TO LIMIT TERMS CAN BE ON BALLOT IN NEW YORK CITY," *New York Times*, Oct. 20, 1993, p.A1 (ProQuest Databaseより)。

この種の保護を根拠に公職を保持し続けることはできない。同判決は、公職に就く権利、選挙権、立候補の権利、被用者の権利を根拠に、多選制限を違憲とすることができないことを判示したと言えよう。

2 イギリス

多選制限を求める動きは、従来ほとんど見られなかった。2007年4月以降、上院（国会）で大ロンドン市長の3選禁止が審議されており、マスコミでも取り上げられている。なお、一部の市民団体が、副次的に多選制限を唱えたケースは存在するが、アメリカに見られるような、専ら多選制限を求めるために設立された市民団体は、存在しない⁽⁵⁷⁾。

イギリスは、国政では議院内閣制をとり、また地方では議院内閣制又は委員会方式をとるケースが多いため、地方を含めて行政府の長の多選制限を求める動きが少ないと考えられる⁽⁵⁸⁾。また、地方の公選首長は、採用事例が極めて少なく⁽⁵⁹⁾、初めての選挙が2000年だったことから分かるように歴史も非常に浅いため、その多選制限が論じられる契機・背景が従来はあまり存在していなかったと考えられる。

3 フランス

フランスでは、1958年の第5共和制成立以

降、大統領の権限が強化され、その任期も7年とされた⁽⁶⁰⁾。1962年には、大統領の直接公選が導入され、その政治的正統性も強化された。この制度は、第5共和制初代大統領のド・ゴールの政治理念である「大統領権力の優越性⁽⁶¹⁾」を反映したものであり、そこに大統領の多選制限が入り込む余地はなかったと考えられる。しかし、名目的な元首ではないので7年任期は長すぎるとの批判が、その後起こっており、対案として任期短縮案（5年へ）、再選禁止案が主張された。実際に、ミッテラン大統領（1981～1995年在任）は、第5共和制下で初めて再選を果たした大統領となったが、2期目には国民の不人気に悩まされた⁽⁶²⁾。2000年の憲法改正で、大統領の任期は5年に短縮されたが、現在も大統領制の在り方については、議論が続けられている。そのうち、多選制限を含むものとして、「大統領任期を、議会の任期と別にし、更に再選を禁ずる」という案⁽⁶³⁾が存在する。

また、下院（国民議会）の動向を見ても、多選制限を求める動きは、少ない。下院で、国会議員（上下院議員）の多選制限を求める組織法律案⁽⁶⁴⁾が、一部の議員から提出されたことがあるが、審議もなされていない状況である。これ以外の多選制限の法案は、見当たらない⁽⁶⁵⁾。

一方、フランスの地方には、従来からの名望家支配が残っており、地元の有力政治家が長年

57) イギリスについては、多選制限の状況を含め、下院事務局への問合せによる所が多い（2006.11.17 House of Commons Information Office所属Stephen McGinness氏からEメールで回答を得た）。なお、2007年6月現在、大ロンドン市法案（Greater London Authority Bill. Bill11 06-07, HL Bill84 06-07）が国会で審議中である。上院の審議過程で大ロンドン市長の3選禁止を求める修正案が一部議員から出された。今後、この修正案につき審議が続けられる予定である。現在の大ロンドン市長は、修正案に反対の意向を表明している。

58) 議院内閣制と多選制限の関係は、「Ⅲ その他の国の多選制限の事例」参照。

59) 採用事例は、2002年12月時点で12自治体に限られる（『英国の地方自治』自治体国際化協会, 2003, p.10）。公選首長が導入されて最初の選挙は、大ロンドン市長の選挙だった（2000年）。

60) 第4共和制時代も7年であり、形式的には任期規定が、それ以前から維持されたことになる。

61) 渡邊啓貴『フランス現代史』中央公論社, 1998, p.105.

62) 奥島孝康・中村絃一編『フランスの政治』早稲田大学出版部, 1993, pp.42-43.

63) 第4共和制に見られるようなフランス型議院内閣制に政治制度を近づけるという方向の改革案である。この案では、大統領を政治的により中立な立場の存在とし、首相に政党政治の役割を担わせる。具体的には、大統領選挙を議会選挙と同時期に行うと、大統領選挙が政党政治色を強めるため、別時期に大統領選挙を行い政党色を弱める。更に再選禁止を設けることにより、大統領の政治権力は制限され、結果として政治的に中立な者が大統領に選出されることが期待されるというものである。（大山礼子『フランスの政治制度』東信堂, 2006, p.76）

にわたり市町村長を務めるケースが多い。例えば、シャバンデルマス元首相は、1945年から1995年までの半世紀の間、ボルドー市長であった。近年は、地方分権の進展により、地方政治の政党化が進み、政党間の政権交代も起きている⁽⁶⁶⁾。州、県、市町村の長は、直接公選で選ばれず、議員の互選で選ばれる議会の長という性格を有していることもあり、これらの長に多選制限を設けるべきとの論調は、見当たらない。

4 ドイツ

第2次世界大戦前のワイマール共和国の大統領は、国民の直接公選により選ばれ、任期は7年で多選制限は存在しなかった（ワイマール憲法第43条）。また、強大な権限を有することを特徴とし「皇帝の代用（Ersatzkaiser）」とも呼ばれた。しかし、このような大統領の立場は、大統領の独裁的傾向に繋がり⁽⁶⁷⁾、ヒトラーの登場を許す一因になった。戦後のドイツの大統領は、ワイマール時代に比べると、権限が大幅に縮減され、任期も5年で、連続した任期の3選が禁止された。ドイツ基本法のコンメンター

ルによれば、大統領の多選制限の目的は、大統領の権力的地位を制限することにあるとされている⁽⁶⁸⁾。

連邦、州では、議院内閣制が採られるため、首相、州首相ともに多選制限が存在しないと考えられる。

なお、多選制限を求める議論・市民運動で一般に知られるものは、存在しない⁽⁶⁹⁾。研究者の学説で、連邦下院議員の再選禁止と任期の延長（現行の4年から6年へ）を提案しているものが存在するが、広く知られる学説とはなっていない⁽⁷⁰⁾。

5 イタリア

1993年の「市町村・県の首長、市町村議会、県議会の直接選挙に関する法律」（1993年法律第81号 [1993年3月25日]）により、県・市町村の首長の直接公選が導入され（以前は県・市町村議会による選出だった）、同時に、首長の多選制限、首長の任期短縮（5年から4年へ⁽⁷¹⁾）、議会から首長・参事会への権限委譲などが定められた。この法律は、首長の権限強化、政治的正統

(64) Proposition de loi organique de MM. Michel Zumkeller et Édouard Jacque et plusieurs de leurs collègues visant à la limitation de l'exercice des mandats parlementaires dans le temps/XIIe législature-Assemblée nationale/No.3111 (<http://www.assemblee-nationale.fr/12/propositions/pion3111.asp>). 同法案は、上院・下院議員の4選禁止をうたっている。同法案の目的は、次のように述べられている。現在のフランスの上院・下院議員の再選率は高く、新しい人材が議会に送られにくい状況にある。また、現在のフランス上院・下院は、国民各層を十分に代表できていない。例えば、議員の男女比は、男性に偏っている（男性87%）。議員の平均年齢が上昇している（56歳）。議員の半数以上が、公共部門（公務員、教員）から輩出されており、非熟練労働者層、サラリーマン層から議員が輩出される率は極めて低い。多選制限により、このような現状を打破し、議会の活性化・民主化を図ることができる。

(65) 下院の動向、多選制限の状況については、下院事務局への問合せによる所が多い（2006.11.7, 2006.12.16 Jean-Eudes Lamette氏からEメールで回答を得た）。

(66) 大山 前掲書, pp.174-175.

(67) 塩津徹『現代ドイツ憲法史—ワイマール憲法からボン基本法へ—』成文堂, 2003, pp.41, 43; 三輪 前掲論文, pp.80-81.

(68) Michael Nierhaus, in: Sachs, Grundgesetz, 3. Aufl. 2002, Art.54 Rdn.31.

(69) ドイツ上院事務局への問合せによる（2007.1.11, 2007.1.17 Press Department所属Camilla Linke氏からEメールで回答を得た）。

(70) この学説は、ヴァルター・シュミット・グレーザー（Walter Schmitt Glaeser）バイロイト大学教授のもので、再選を気にすることなく自由な議員活動ができる点、（議員個人の利益ではなく）公共性を重視した議員活動ができる点、任期の延長により専門性を高めることができる点で優れているという。ドイツ下院事務局への問合せによる（2007.2.1 (Dr.) Oliver Borowy氏からEメールで回答を得た）。

(71) その後、首長の任期だけは、1999年法律第120号で、4年から5年に戻された。

性の確立、行政効率の向上を目指したものであり、首長の多選制限は、その文脈の中で同時に設けられたものである。首長の多選制限の目的は、民主主義の正常な遂行にとって危険をもたらすおそれのある権力のよどみを防ぐこと、である。これは、1つには、首長の権限強化に伴い不正等が継続する可能性を縮小させることを意味している。しかし、直接公選導入以前の県・市町村の首長の権限は大きくなく、権力の濫用、汚職などが直接のきっかけになって、多選制限の導入が図られたわけではなかった。

なお、県・市町村の首長の多選制限は、連続した任期の3選が禁止されているだけなので、2期首長を務め1期休みを入れて、再度首長を務める事例が、現実に想定されている。

また、国レベル、州レベルでの多選制限を求める世論や市民運動等は存在していない。ただし、州の中には、多選制限を含む独自の選挙法について研究している州もある。これは、各州が独自の選挙法を定めることが可能であることを背景としている。

最後に、首長の多選制限に対する反対論を見てみたい。憲法論としては、首長の多選制限が、イタリア憲法第51条第1項に定める公務就任権を侵害するのではないか、との議論が存在する。しかし、破棄院（最高裁判所）の判例は、多選制限規定は合憲としている。合憲の理由は、次のとおりである。①連続した任期の3選が禁止されるにとどまり、これは一時的に就任を禁ずるに過ぎないと判断されるため、公務就任権の侵害には当たらない。②地方行政におけ

る指導部の交代を促すクライエンテリズム（政治的恩顧主義）⁽⁷²⁾を避けるため、多選制限は認められる。③法律で多選制限を定めているため、憲法第51条第1項で公務就任権の要件は法律で定めるとしていることに合致する⁽⁷³⁾。

また、全国イタリア市町村協会（ANCI）は、首長の多選制限規定の廃止を訴えており、また国会でも首長多選制限廃止法案が何回か出されている。法案のうち、人口3,000人以下の市町村⁽⁷⁴⁾に限り多選制限を設けないこととする上院第132号法案は、2004年3月に上院で可決されたが、成立に至らなかった。本法案の提案理由を見ると、①規模の小さな市町村では市民の目が行き届き易い、②現職の市町村長に代わる適当な候補者（人材）を見出すことが困難で、優れた資質を持つ人物が首長に選出される機会を奪うものである、との理由が挙げられている⁽⁷⁵⁾。

6 カナダ

連邦、州では、議院内閣制が取られるため、首相、州首相ともに多選制限が存在しない⁽⁷⁶⁾。

連邦、州、自治体の各レベルで、多選制限を求める動きは見られない。多選制限を求める議論、市民運動も、一般に知られるものは存在しない⁽⁷⁷⁾。

7 ロシア

ロシアは、社会主義の政治体制から決別し、1993年にロシア連邦憲法を制定した。この憲法は、大統領に強大な権限を与える一方で、大統領

(72) 地方有力者が住民に利益（補助金等）を提供しながら、その対価として彼らの支持と服従を獲得するという政治形態。（『現代政治学事典』おうふう、1994、p.218）

(73) 破棄院民事第1部判決第11895号（<http://www.eius.it/giurisprudenza/2006/058.asp>）。

(74) 市町村全体の約57%に当たる。

(75) 芦田淳「海外法律情報 イタリア 首長の多選制限」『ジュリスト』1330号、2007.3.15、p.123；工藤裕子「イタリアの地方自治と地方選挙制度改革」『選挙時報』43巻9号、1994.9、pp.5-6、22；同「首長直接選挙制の導入とイタリアの自治体議会—93年81号法による新局面—」『月刊自治研』37巻8号、1995.8、pp.60-64、68。また、工藤裕子中央大学法学部教授への問合せによる（2006.12月～2007.1月にEメールで回答を得た）。

(76) カナダ下院事務局によれば、議院内閣制モデル（ウェストミンスター・モデル）が取られるため、多選制限が存在しないということである。

領の多選制限も同時に定めた。この多選制限導入に当たっては、アメリカ大統領の3選禁止が参考にされたと言う。現在のプーチン大統領は、2000、2004年の大統領選挙で勝利し、連続した任期の第2期目を務めている。同大統領にとって、2008年の大統領選挙は、連続した任期の3期目の選挙になるため、憲法の大選制限規定によって立候補はできないことになる。しかし、同大統領の人気は高く、続投待望論も存在している。2007年3月30日、ミロノフ連邦上院議長が、大統領の任期を5年又は7年に延長し、連続した任期の3選を認めるように憲法改正を行うべき、と発言したことは注目を浴びた。同議長は、任期延長の理由を、ロシアのように広大な国では4年の大統領任期は短い、と述べている。しかし、グリズロフ連邦下院議長は、大統領任期延長・大統領の連続した任期の3選容認に反対と発言している。プーチン大統領自身は、大統領の仕事に慣れるまでに2年くらいかかるため、大統領の任期は5～7年が妥当であると発言する一方で、大統領の多選制限は必要としている。今後、大統領任期等に関する憲法改正が政治的争点になる可能性がある⁽⁷⁸⁾。

連邦構成主体（州、共和国等）の首長については、『ロシア連邦構成主体の国家権力の立法〔代表〕及び執行機関の組織の一般原則に関する連邦法』及び『ロシア連邦市民の選挙権及び

国民投票参加権の基本的保障に関する連邦法』の改正に関する連邦法』（2004年12月11日付。通称首長選挙廃止法）により、旧来は存在していた首長の多選制限規定（連続した任期の3選禁止⁽⁷⁹⁾）を削除し、任期を何回でも重ねることを可能にした。また、旧来は、首長は直接公選で選出されていたが、首長選挙廃止法により、大統領が推薦した人物を連邦構成主体議会が承認することで首長が決められることになった（事実上の大統領任命制とも評される）。なお、首長の任期は、5年以内と連邦法で決められているが⁽⁸⁰⁾、各連邦構成主体が、この範囲で具体的な年数を決める。首長選挙廃止法は、プーチン大統領の中央集権化、連邦制改編の一環で制定されたものである⁽⁸¹⁾。

8 韓国

韓国の憲政史を見ると、大統領の多選制限規定が、頻繁に変更されているのがわかる。すなわち、李承晩初代大統領は、1954年に、大統領3選禁止規定がある憲法を改正し、初代大統領に限り3選禁止を適用しないこととし、3選・4選を果たした。朴正熙大統領は、1969年に、やはり大統領3選禁止規定がある憲法を改正し、現職の大統領に限り3選禁止を適用しないこととし、3選を果たした。その後1972年に、多選制限を完全に撤廃する憲法改正を行い、4選・5選（いずれも間接選挙）を果たした。現

(77) カナダについては、多選制限の状況を含め、連邦下院事務局、Federation of Canadian Municipalitiesへの問合せによる所が多い（2006.12.5 Pr sidente du programme des Pr paratifs  lectoraux et Orientation [Chambre des communes] のJanice Hilchie氏からEメールで回答を得た。また2007.1.9 International Centre for Municipal Development [Federation of Canadian Municipalities] 所属Brock Carlton氏からEメールで回答を得た）。なお、「I 主要国の多選制限の状況」の中の、トロント市の情報は、『諸外国の地方議会制度調査報告書』全国都道府県議会議長会、2006、pp.74-75、87も参考にした。

(78) 「ロ大統領任期 上院議長『延長を』」『朝日新聞』2007.3.31; 「ロシア 大統領任期延長を」『毎日新聞』2007.3.31; 「プーチン大統領3選へ改憲を 露上院議長提案」『産経新聞』2007.3.31; 「プーチン大統領会見 任期5-7年が妥当」『日本経済新聞』2007.6.4.

(79) 『ロシア連邦構成主体の国家権力の立法〔代表〕及び執行機関の組織の一般原則に関する連邦法』第18条第5項で規定していた。

(80) 同上法第18条第5項

(81) 『世界の憲法集（第3版）』有信堂、2005、pp.472-497（ロシア連邦の項目）; 溝口修平「プーチン大統領の議会改革—小選挙区制の廃止と社会会議の創設」『外国の立法』225号、2005.8、p.195を参照にした。

行憲法は、1987年に制定されたが、大統領の再選禁止を定めている。これは、歴代大統領が、多選を恣意的に可能にし、権力の延長と永久化を図ったことへの反省によっている。大統領が長期政権を可能にしようと意図することを、早い段階から遮断することが目的となっている。

2007年3月に、韓国政府は、盧武鉉大統領(2003年～現在まで在任)の意向を受けて、大統領任期を4年とし、連続した任期の再選の場合に限り2期までの在任を許すとする改憲案を発表した。これは、国会議員の任期4年に合わせることで、国政運営の安定を図ることが1つの目的という。この改憲案は、現大統領自身の再選は認めていない⁽⁸²⁾。この内容の改憲に対しては、世論は基本的には賛成の方向だが、2007年中の改憲には反対世論が強かった。国会第1党のハンナラ党も、2007年中の改憲には反対の意向を示した。同年4月、盧大統領は、改憲の発議をしないことを発表、大統領任期に関する改憲問題は、次期政権以降の課題として先送りされることになった⁽⁸³⁾。

一方、地方自治団体の長の多選制限は、1994年に地方自治法の第12次改正で定められた。この改正の目的は、①獵官制的な人事運営、②長

期就任による不正・腐敗、③長期就任に伴う住民の意思との遊離、④官僚主義的な惰性に墮すること、などを防止することにあつた⁽⁸⁴⁾。

III その他の国の多選制限の事例

Iに掲げた主要国以外の国々の多選制限の代表的事例を、次に掲げる⁽⁸⁵⁾。ただし、掲げた事例は、確認された多選制限規定の例示となっている。このため、掲げた事例以外の多選制限が当該国内で存在しない、或いは、掲げた事例以外の公選職については多選が認められているとの趣旨ではないので、この点を御了解いただきたい。

各国の多選制限を見た場合に、まず大統領については、多くの国で多選制限が存在している。世界で大統領を有する国は、アメリカ中央情報局のWorld Factbook⁽⁸⁶⁾によれば、2006年11月時点で137か国あるが、うち98か国は大統領につき何らかの多選制限を有している。大統領につき全く多選制限がない国は20か国である。なお大統領の多選制限の状況につき不明の国は19か国となっている⁽⁸⁷⁾。一方、議院内閣制を採用する国々の首相については、法令上多

82) 現行憲法の第128条第2項では、「大統領の任期延長又は再任変更のための憲法改正は、その憲法改正提案当時の大統領に対しては効力を有しない」と規定している。

83) 『新解説世界憲法集』三省堂、2006、pp.350-353; 金熙鎮『韓国の憲法—その成立と展開—』敬文堂、1969、pp.28、272-273、298-299; 孔義植・鄭俊坤『韓国現代政治入門』芦書房、2005、pp.87、91; 森山茂徳『韓国現代政治』東京大学出版会、1998、p.142; 「韓国大統領憲法改正を提案」『日本経済新聞』2007.1.9、夕刊; 「任期延長の改憲案発表 韓国大統領今月末にも国会発議」『毎日新聞』2007.3.8、夕刊; 「盧韓国大統領 左派系政権、維持狙う FTA追い風、改憲発議を中止」『毎日新聞』2007.4.15。

84) 韓国では、多選制限への反対論として、大統領については、①レームダック(死に体)の弊害がありリーダーシップを発揮できない、②任期中に実績を上げるため短期政策に力を入れ過ぎ、重要な国家政策が拙速主義に陥る、③国民の選択権を侵害する、などが挙げられている。地方自治団体の長については、①憲法上の諸権利(立候補の自由、法の下での平等、職業選択の自由)を侵害する、②専門性が涵養されない、③住民自治の考え方から選択権は住民が持つべき、などが挙げられている。実際に大統領の任期を、4年2期制に変えるべきとの議論が、従来からある。韓国国会図書館への問合せ(2007.1.2、2007.1.19 立法情報研究官の李鉉出氏からEメールで回答を得た)、また孔・鄭 前掲書、p.92による。

85) 掲載した国々の採用基準: 世界の各地域(アジア・オセアニア・中東・アフリカ・南北アメリカ・ヨーロッパ)の中で人口が多い順に、憲法上大統領(国家主席を含む)の多選制限が存在する国々を選んだ。なお、コスタリカ、マレーシアは、国会議員の多選制限がある国として挙げた。タイ、スイスは、州・市レベルの多選制限があるため挙げた。

86) <<https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/index.html>>

選制限がある例は、少ない⁽⁸⁸⁾。これは、1つには、そもそも議院内閣制の下で首相には、任期何年という形の任期規定がないことが一般であるためと考えられる。また、議会の信任をもとに首相が決められるのが議院内閣制であり、議会の多数派に期限の定めがないことにもよると考えられる⁽⁸⁹⁾。

国会議員については、ほとんど多選制限は見られず、多選制限がある国として、フィリピン、マレーシア、コスタリカ、メキシコを例に挙げた。エクアドルでも1979～1996年まで、国会議員の多選制限が見られた⁽⁹⁰⁾。国会議員の多選制限が少ない理由としては、①独任制機関（大統領等）に比べ、権力の集中が見られない、②議院内閣制の下で国会議員の多選制限を導入すると、首相・閣僚の年齢が低くなり過ぎ、内閣が経験不足の様相を呈する可能性がある、などが考えられる。

州や自治体のレベルの多選制限については、各国の事例を網羅的に調べることができず、不明な部分も多いが、幾つかの事例（タイ、フィ

リピン、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、南アフリカ、コロンビア、ブラジル、メキシコ、スイス）を掲げた。また、オーストラリアについては、連邦・州・自治体レベルともに、多選制限は存在しないことが確認されている⁽⁹¹⁾。更に、自治体国際化協会編集の各国の地方自治シリーズ⁽⁹²⁾を参照にしたところ、ニュージーランド、アイルランド、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、フィンランドには、国・州・自治体レベルともに、多選制限は見当たらなかった（例外：アイルランド大統領、オーストリア大統領）。

なお、フィリピンでは、大統領制から議院内閣制への移行が議論されており、憲法改正諮問委員会の最終答申では、議院内閣制への移行とともに、国会議員（一院制を想定）の多選制限を廃止することが示されている⁽⁹³⁾。

87) ディーター・ノーレン (Dieter Nohlen) らは、1990年代に、公選制の大統領を持つ89か国・地域につき調べ、76か国が大統領の多選制限を持ち、大統領の多選制限のない国は13か国・地域にとどまることを明らかにした。これはWorld Factbookと同様の傾向を示している。(Rose, ed., *op.cit.*, pp.375-379)

88) 例外的に、南アフリカの州首相には、多選制限が見られる。

また、タイの新憲法第1次草案(2007.4.18公表)は、首相の多選制限を規定しており、①連続して2期まで、又は②通算8年まで、のいずれかのうち、在任期間が長くなる方の就任まで認めるとした(第167条)。首相は、下院議員の互選で指名され、国王により任命される(第167、168条)。多選制限は、タクシン前首相の専横政治を反省し、首相の権力を弱め、権力の濫用防止を狙ったものである。〔タイ新憲法草案 タクシン再来阻止〕『朝日新聞』2007.4.19;〔タイ新憲法草案完成〕『読売新聞』2007.4.19。草案のタイ語原文・同英訳・英文プレスリリースは、〈http://www5.nesac.go.th/document/Draft1_Con2550.pdf〉〈<http://www.ect.go.th/english/lawandregulations.html>〉〈http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/committee0-upload/0-20070423160735_highlight%20cd.pdf〉参照)

89) “Term limit” Wikipediaホームページ 〈http://en.wikipedia.org/wiki/Term_limits〉。

90) Rose, ed., *op.cit.*, p.307。なお、法令によって首相の多選制限を規定していなくとも、政党の規約で、党首の多選制限(任期制限)を設ける例は、我が国でも見られる。自由民主党党則第80条第4項では、総裁は引き続き2期を超えて在任できない旨規定されている。

91) 2007年3～4月に、オーストラリア選挙管理委員会(Australian Electoral Commission)、ニューサウスウェールズ州議会図書館、自治体国際化協会シドニー事務所で、当館政治議会課佐藤令副主査がヒアリングを行い確認した。

92) 自治体国際化協会ホームページ 〈<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/index.html>〉に、各巻のPDF資料が掲載される。

93) 遠藤聡「憲法改正をめぐる論議—大統領制から議院内閣制への道程」『外国の立法』230号, 2006.11, pp.185, 187-188。

国名	職種等	多選制限	任期
インドネシア	大統領	連続した任期の3選禁止（憲法第7条）	5年
タイ	パタヤ特別市の市長	連続した任期の3選禁止 ⁽⁹⁴⁾	4年
中国	国家主席・同副主席【非公選】	連続した任期の3選禁止（憲法第79条第3項）（全国人民代表大会が選出）	5年
	最高人民法院長・最高人民検察院検察長【非公選】	連続した任期の3選禁止（憲法第124条第2項、第130条第2項）（全国人民代表大会が選出）	5年
パキスタン	大統領【非公選】	連続した任期の3選禁止（憲法第44条第2項）（両院議員・州議会議員による選出）	5年
バングラデシュ	大統領【非公選】	3選禁止（憲法第50条第2項）（国会による選出）	5年
フィリピン	大統領	再選禁止、4年を超える期間大統領職にあった者の選出禁止（憲法第7編第4条）	6年
	副大統領	連続した任期の3選禁止（憲法第7編第4条）	6年
	下院議員	連続した任期の4選禁止（憲法第6編第7条）	3年
	上院議員	連続した任期の3選禁止（憲法第6編第4条）	6年
	地方公選職（首長、副首長、議員）（村[バランガイ]には副首長は存在しない）	連続した任期の4選禁止（憲法第10編第8条、地方自治法第43条b項）	3年 * 村の公選職は5年
マレーシア	上院議員【非公選】	3期以上の就任禁止（憲法第45条3A項）（州議会による選出議員と最高元首による任命議員からなる）	3年
フィジー	大統領・副大統領【非公選】	3選禁止（憲法第91条）（諸長大評議会[Great Council of Chiefs]が選出）	5年
イラン	大統領	連続した任期の3選禁止（憲法第114条）	4年
トルコ	大統領【非公選】	再選禁止（憲法第101条）（国会による選出）	7年
エチオピア	大統領【非公選】	3選禁止（憲法第70条第4項）（国会による選出）	6年
コンゴ民主共和国	大統領	3選禁止（憲法第70条）	5年
	州知事・副知事【非公選】	3選禁止（憲法第198条）（州議会による選出）	5年
ナイジェリア	大統領	3選禁止（憲法第137条第1項b号）	4年
	州知事	3選禁止（憲法第182条第1項b号）	4年
南アフリカ	大統領【非公選】	3選禁止（憲法第88条第2項）（下院による選出）	5年
	州首相【非公選】	3選禁止（憲法第130条第2項）（州議会による選出）	5年

94) 『ASEAN諸国の地方行政』自治体国際化協会, 2004, p.97.

アルゼンチン	大統領 副大統領	連続した任期の3選禁止（憲法第90条）	4年
コスタリカ	大統領 ⁽⁹⁵⁾ 副大統領	任期終了後8年以内の選出禁止（憲法第132条第1項）	4年
	国会議員 ⁽⁹⁶⁾	連続した任期の再選禁止（憲法第107条）	4年
コロンビア	大統領	3選禁止（憲法第197条）	4年
	副大統領	現職大統領と同時立候補の場合に限り、連続した任期の再選が認められる（憲法第204条）	4年
	県知事	連続した任期の再選禁止（憲法第303条）	4年
	自治体の長	連続した任期の再選禁止（憲法第314条）	4年
ブラジル	大統領 州知事 ブラジリア市（連邦直轄地域）の長 自治体の長	再選は、連続した任期の1期に限り認められる（憲法第14条第5項）	4年

95) 大統領・副大統領については、1969年7月11日法律第4349号により現行憲法（1949年憲法）の改正がなされて再選禁止（旧第132条第1項）、任期4年とされていた。しかし、旧第132条第1項は、2003年4月4日に憲法裁判所判決第2771—03号（〈<http://www.poder-judicial.go.cr/salaconstitucional/actas/2003/0404.html>〉参照）によって、削除されるべき規定と判示された（憲法裁判所とは、最高裁判所の第4部〔Sala IV〕の通称であり、憲法問題を専門に扱う法廷である）。審理結果は、削除されるべきとの意見の判事が5名に対して、問題なしとの意見の判事が2名であった。削除されるべき理由は、①基本的人権である選挙権及び被選挙権を侵害する、②国会には大統領・副大統領再選禁止を規定する内容の憲法改正を行う権限までは与えられておらず、そのような改正を行ったことは越権行為になる、というものだった。なお、次の段で述べるように、2000年に大統領・副大統領再選禁止規定が問題なしと憲法裁判所で判示されていたにもかかわらず、2003年には削除されるべきと判決内容が変わったのは、判事の入替えがあった結果だったとされている。すなわち、問題なしとの意見を持っていた複数の判事が交代になり、削除されるべきとの意見を持つ判事に入れ替わった。2003年の判決により、旧第132条第1項は、1969年より前の規定に戻ることになった。本文の表の中の「任期終了後8年以内の選出禁止」（憲法第132条第1項）との規定は、現在の規定であるのと同時に、1969年より前の規定（すなわち1949年憲法制定時の規定）でもある。2006年2月の大統領選挙で、オスカル・アリアス元大統領（1986～1990年、2006年～現在まで在任。ノーベル平和賞受賞者）が、再選された。

大統領・副大統領再選禁止規定（旧第132条第1項）については、2000年にも議論がなされた。同規定に対する反対論者の代表格は、オスカル・アリアス元大統領だった。アリアス元大統領は、国民の人气が高く、自らの再選を目指していた。また世論調査によると、国民の大多数は大統領再選禁止規定に反対（すなわち再選を認めるべきとの意見）だった。国会には、憲法の大統領・副大統領再選禁止規定を改正する（すなわち再選を認めるべきとの）憲法改正案が出たが、野党が多数を占める国会で同改正案は否決された。また、憲法裁判所による大統領・副大統領再選禁止規定に関する審理もあったが、同規定には憲法上の問題がないとの判決に落ち着いた（憲法上問題なしとの意見の判事4人に対し、問題ありとした判事3人だった）。

（“CONSTITUCION POLITICA DE LA REPUBLICA DE COSTA RICA” コスタリカ経済産業商業省ホームページ 〈<http://www.tramites.go.cr/manual/espanol/legislacion/ConstitucionPolitica.pdf>〉; “Presidential re-election comes under debate (2000.6.2),” “Presidential re-election proposal defeated (2000.9.12),” “Oscar Arias likely to run for the presidency again (2003.6.1),” “Presidential re-election is approved (2003.6.1),” *Country Report Costa Rica-Main Report*, from eiu.com database 〈<http://www.eiu.com/>〉)

メキシコ	大統領	再選禁止（憲法第83条）	6年
	連邦議会議員	連続した任期の再選禁止（憲法第59条）	下院： 3年 上院： 6年
	州知事	再選禁止（憲法第116条第1項）	6年
	州議会議員	連続した任期の再選禁止（憲法第116条第2項）	3年
	自治体の長、長老議員、議員	連続した任期の再選禁止（憲法第115条第1項）	3年
	メキシコ市（連邦直轄地域）の長、議員	長は、再選禁止（憲法第122条C項）。議員は、連続した任期の再選禁止（憲法第122条C項）	長： 6年 議員： 3年
ウクライナ	大統領	連続した任期の3選禁止（憲法第103条）	5年
ウズベキスタン	大統領	連続した任期の3選禁止（憲法第90条）	7年

96) 国会議員の多選制限は、1949年憲法で導入された。コスタリカは、1948年に内乱を経験し、内乱終結後に、暫定政府により憲法制定会議が開催され、同憲法が制定された。憲法制定会議の中で挙げられた国会議員の多選制限導入の理由は、次の3つである（①、②が主たる理由だった）。①それ以前の1871年憲法が国会議員の多選を認めていたため、ボス支配政治（cacique politics）、腐敗した国会を生んだ。特に、1948年の大統領選挙で、獲得票数で第1位になり全国選挙委員会によって当選を宣言されたウラテ候補の当選を、対立候補カルデロンの要請を受けて、（カルデロン支持派が多数を占める）国会が無効とした、という事件は、政治・国会の腐敗を強く印象づけた。（無効の理由は、不正選挙があったというものであった。実際に、不正選挙に当たる事例は、ウラテ陣営にも、カルデロン陣営にもあったとされるが、それを理由に選挙の無効を議決するという行為は、強引なものだった。この事件を契機に1948年の内乱が生じたのだった。内乱の勝利者は、ウラテ陣営を支持する社会民主主義勢力フィゲレス派だった）②過去の選挙において、不正選挙が見られた。不正選挙は、国会を支配するボス達（caciques）の在職期間の長期化を助長した。③多選制限により、新しい価値観・思考・行動様式を政治に取り込む。これは、すべての国民が政治に参加する権利を有するという民主政治の原則に一致する。一方、憲法制定会議の議論には見られないが、1933年に隣国メキシコで憲法が改正され、連邦上院・下院議員の多選制限（連続した任期の再選禁止、憲法第59条）が導入されたことも影響を与えたと言われる。

憲法制定会議の採決では、45人中40人が国会議員の多選制限（連続した任期の再選禁止）に賛成した。ウラテ支持派である国民統一党（Partido Unión Nacional）及びフィゲレス支持派である社会民主党（Social Democrats）は、ほぼ賛成に回った。反対は、カルデロン陣営の残党と言われる憲法党（Partido Constitucional）のメンバーが中心だった。国民統一党・社会民主党及びこれらの政党の支持者たちは、（国会議員の無制限の多選が容認されていた点を含めて）過去の選挙制度全般に対して拒絶感を持っていた。彼らにとって、国会議員の多選制限は、過去の政治からの決別を意味していた。一方、憲法党には、そのような拒絶感は存在しなかった。しかし、憲法党は、カルデロン自身・カルデロン陣営の多くの政治家が国外追放になったうえ、政界から身を引く政治家もいたり、暫定政府側からの脅迫を受けることもあったりで、大打撃を受けた状態だった。

多選制限導入後も、国会議員の多選制限条項（憲法第107条）を削除すべきとの議論が、国会において何回もなされているが、現在のところ、実際に削除されるという動きまでには至っていない。（Carey, *op.cit.*, pp.35, 37-41, 43-44; “Costa Rica: The Revolution of 1948, A Cause and Effect Analysis” Historical Text Archiveホームページ〈<http://historicaltextarchive.com/sections.php?op=viewarticle&artid=77>〉）

ス イ ス ⁽⁹⁷⁾	大統領【非公選】	連続した任期の再選禁止（連邦参事会閣僚7人の中から連邦議会が選出 ⁽⁹⁸⁾ ）（憲法第176条第3項）	1年
	ジュネーブ州知事【非公選】	連続した任期の再選禁止（州参事会閣僚7人の中から互選 ⁽⁹⁹⁾ ）（州憲法第114条第2項）	1年
	ジュネーブ市長【非公選】	連続した任期の再選禁止（市参事会閣僚5人の中から互選 ⁽¹⁰⁰⁾ ）	1年
ポーランド	大統領	3選禁止（憲法第127条第2項）	5年
ルーマニア	大統領	3選禁止（憲法第81条）	5年

（みわ かずひろ 政治議会調査室）

⁽⁹⁷⁾ スイスについては、次の情報も得られている（『スイスの地方自治』自治体国際化協会, 2006、またスイス連邦議会への問合せによる [2007.1.23 Information und Öffentlichkeitsarbeit所属Michel Wiedmer氏からEメールで回答を得た]）。1. 連邦レベル：連邦参事会閣僚は、連邦議会で選出され、多選制限はない（任期4年）。連邦議会議員（上下院議員）は、直接公選で選ばれ、多選制限はない（任期4年）。2. ジュネーブ州：州参事会閣僚は、直接公選で選ばれ、多選制限はない（任期4年）。州議会議員：直接公選で選ばれ、多選制限はない（任期4年）。3. ジュネーブ市：市参事会閣僚は、直接公選で選ばれ、多選制限はない（任期4年）。市議会議員：直接公選で選ばれ、多選制限はない（任期4年）。

⁽⁹⁸⁾ 実際には閣僚経験の長い順に輪番制で就任し、副大統領は翌年大統領に就任することが慣例となっている。（『スイスの連邦制度と地方自治のあらまし』自治体国際化協会, 1994, p.22）

⁽⁹⁹⁾ 実際には輪番制が慣例となっている。（同上, p.48）

⁽¹⁰⁰⁾ 前掲書『スイスの地方自治』p.73による。同書によれば、実際には、毎年異なる閣僚が市長職に就いている、とのことである。

付表1 アメリカの州知事及び州議会議員等の多選制限

州名 (アルファベット順)	州知事		州議会議員			
	任期	任期の上限	下院		上院	
			任期	任期の上限	任期	任期の上限
アラバマ	4年	連続8年	4年	無	4年	無
アラスカ	4年	連続2期	2年	無	4年	無
アリゾナ	4年	連続2期	2年	連続4期	2年	連続4期
アーカンソー	4年	連続2期	2年	通算3期	4年	通算2期
カリフォルニア	4年	連続2期	2年	通算3期	4年	通算2期
コロラド	4年	連続2期	2年	連続4期	4年	連続2期
コネティカット	4年	無	2年	無	2年	無
デラウェア	4年	連続2期	2年	無	4年	無
フロリダ	4年	連続8年	2年	連続8年	4年	連続8年
ジョージア	4年	連続2期	2年	無	2年	無
ハワイ	4年	連続2期	2年	無	4年	無
アイダホ	4年	無	2年	無	2年	無
イリノイ	4年	無	2年	無	4年又は2年 (*選挙区により異なる)	無
インディアナ	4年	連続2期 その後4年で再選可	2年	無	4年	無
アイオワ	4年	無	2年	無	4年	無
カンザス	4年	連続2期	2年	無	4年	無
ケンタッキー	4年	連続2期	2年	無	4年	無
ルイジアナ	4年	連続2期	4年	連続3期	4年	連続3期
メイン	4年	連続2期	2年	連続4期	2年	連続4期
メリーランド	4年	連続2期	4年	無	4年	無
マサチューセッツ	4年	無	2年	無	2年	無
ミシガン	4年	連続2期	2年	通算3期	4年	通算2期
ミネソタ	4年	無	2年	無	4年	無
ミシシッピ	4年	連続2期	4年	無	4年	無
ミズーリ	4年	連続2期	2年	通算4期	4年	通算2期
モンタナ	4年	16年間に8年を超える 在職禁止	2年	16年間に8年を超える 在職禁止	4年	16年間に8年を超える 在職禁止
ネブラスカ	4年	連続2期			4年 (*一院制議会 [Senate]のみ)	連続2期
ネバダ	4年	連続2期	2年	通算6期	4年	通算3期
ニューハンプシャー	2年	無	2年	無	2年	無
ニュージャージー	4年	連続2期	2年	無	4年 (*10年ごとに 2年任期が1 回存在[2002- 2003等])	無
ニューメキシコ	4年	連続2期	2年	無	4年	無
ニューヨーク	4年	無	2年	無	2年	無
ノースカロライナ	4年	連続2期 その後4年で再選可	2年	無	2年	無
ノースダコタ	4年	無	4年	無	4年	無
オハイオ	4年	連続2期 その後4年で再選可	2年	連続4期	4年	連続2期
オクラホマ	4年	連続2期	2年	上下両院通算12年	4年	上下両院通算12年
オレゴン	4年	連続2期	2年	無	4年	無
ペンシルベニア	4年	連続2期	2年	無	4年	無
ロードアイランド	4年	連続2期	2年	無	2年	無
サウスカロライナ	4年	連続2期	2年	無	4年	無
サウスダコタ	4年	連続2期	2年	連続4期	2年	連続4期
テネシー	4年	連続2期	2年	無	4年	無
テキサス	4年	無	2年	無	4年	無
ユタ	4年	無	2年	無	4年	無
バーモント	2年	無	2年	無	2年	無
バージニア	4年	連続就任の禁止	2年	無	4年	無
ワシントン	4年	無	2年	無	4年	無
ウェストバージニア	4年	連続2期	2年	無	4年	無
ウィスコンシン	4年	無	2年	無	4年	無
ワイオミング	4年	16年間に8年を超える 在職禁止	2年	無	4年	無

*属領等

名称 (アルファベット順)	知事等		議会議員			
	任期	任期の上限	下院		上院	
			任期	任期の上限	任期	任期の上限
アメリカンサモア	4年	連続2期	2年	無	4年	無
コロンビア特別区	4年 (*市長 [Mayor])	通算4年	4年 (*一院制議会 [Council]のみ)	通算4年		
グアム	4年	連続2期			2年 (*一院制議会 [Senate]のみ)	無
北マリアナ諸島	4年	通算2期	2年	無	4年	無
プエルトリコ	4年	無	4年	無	4年	無
米領バージン諸島	4年	連続2期			2年 (*一院制議会 [Senate]のみ)	無

(出典) STATE DIRECTORY: Directory 1-Elective Officials 2007. Lexington: Council of State Governments, 2007.
 Book of the States, vol.38, Lexington: Council of State Governments, 2006, pp.151-152.
 John M. Carey, Term limits and legislative representation, Cambridge: Cambridge University Press, 1998, pp.9-11.
 "Info About Term Limits" U. S. Term Limits ホームページ <http://www.ustl.org/Current_Info/current_info.html>
 "STATES WITH TERM LIMITS ON STATE LEGISLATORS" Moritz College of Law, Ohio State University
 ホームページ <<http://moritzlaw.osu.edu/electionlaw/docs/state-termlimits.pdf>>
 "Summary and Citations of State Term Limit Laws" National Conference of State Legislatures
 ホームページ <<http://www.ncsl.org/programs/legman/about/citations.htm>>

付表2 アメリカの自治体の多選制限導入率（サンプル調査、2001年）

対象となる自治体	首長多選制限導入の比率（％）	議員多選制限導入の比率（％）
1. 自治体全体	9	9
2. 人口規模別（人）		
1,000,000以上	100	100
500,000～1,000,000	38	29
250,000～ 499,999	48	44
100,000～ 249,999	29	26
50,000～ 99,999	19	22
25,000～ 49,999	10	11
10,000～ 24,999	9	9
5,000～ 9,999	7	7
2,500～ 4,999	5	4
2,500未満	6	7
3. 地域特性格		
都市部	22	20
都市部近郊地域	9	9
それ以外の地域	6	7
4. 地理区分別		
大西洋岸地域	6	6
中部地域	7	7
山岳地域	30	35
太平洋岸地域	10	13
5. 統治形態別		
市長制	6	5
シティー・マネージャー制	12	13

(注) 山岳地域：ロッキー山脈に沿った地域

市長制 (Mayor-council type): 主として公選による首長（市長等）が自治体行政のトップに立ち、自治体運営全体を司る。

シティー・マネージャー制 (Council-manager type):

自治体行政・経営の専門家（シティー・マネージャー [市支配人]）を任命し、その専門家が議会の決定した政策を執行し、また日々の自治体運営を遂行していく。

首長（市長等）は形式的・儀礼的な立場にあることが多い。

その他の統治形態は、多選制限の採用事例が少ないため、省略した。

(出典) 国際市／郡経営協会 (International City/County Management Association, ICMA) の「アメリカの自治体の統治形態に関する2001年調査 (Municipal Form of Government, 2001 Survey)」より。サンプル数は約4,000自治体。全米の自治体数は80,000を超える。(Susan A. MacManus and Charles S. Bullock, III, "The Form, Structure, and Composition of America's Municipalities in the New Millennium," *Municipal Year Book 2003*, Washington, D.C.: International City/County Management Association, 2003, pp.10,15.)

付表3 20世紀以降のアメリカの多選州知事一覧

本表は、1901年以降、2006年中間選挙までの間に、4回以上当選した州知事を一覧にしたものである。

当選回数	氏名	党派	州	選挙年
7	Aram J. Pothier	R	ロードアイランド	1908 1909 1910 1911 1912 1924 1926
6	George W. P. Hunt	D	アリゾナ	1911 1914 1922 1924 1926 1930
6	Orval E. Faubus	D	アーカンソー	1954 1956 1958 1960 1962 1964
6	G. Mennen Williams	D	ミシガン	1948 1950 1952 1954 1956 1958
5	Bill Clinton	D	アーカンソー	1978 1982 1984 1986 1990
5	Robert D. Ray	R	アイオワ	1968 1970 1972 1974 1978
5	Frank J. Lausche	D	オハイオ	1944 1948 1950 1952 1954
5	Richard A. Sneling	R	バーモント	1976 1978 1980 1982 1990
5	Howard Dean	D	バーモント	1992 1994 1996 1998 2000
4	George C. Wallace	D	アラバマ	1962 1970 1974 1982
4	Sidney P. Osborn	D	アリゾナ	1940 1942 1944 1946
4	Wilbur L. Cross	D	コネチカット	1930 1932 1934 1936
4	Eugene Talmadge	D	ジョージア	1932 1934 1940 1946
4	Cecil D. Andrus	D	アイダホ	1970 1974 1986 1990
4	James R. Thompson	R	イリノイ	1976 1978 1982 1986
4	Terry E. Branstad	R	アイオワ	1982 1986 1990 1994
4	Robert Docking	D	カンザス	1966 1968 1970 1972
4	Albert C. Ritchie	D	メリーランド	1919 1923 1926 1930
4	Edwin L. Mechem	R	ニューメキシコ	1950 1952 1956 1960
4	Alfred E. Smith	D	ニューヨーク	1918 1922 1924 1926
4	Herbert H. Lehman	D	ニューヨーク	1932 1934 1936 1938
4	Nelson A. Rockefeller	R	ニューヨーク	1958 1962 1966 1970
4	James B. Hunt Jr.	D	ノースカロライナ	1976 1980 1992 1996
4	William L. Guy	D	ノースダコタ	1960 1962 1964 1968
4	James A. Rhodes	R	オハイオ	1962 1966 1974 1978
4	Dennis J. Roberts	D	ロードアイランド	1950 1952 1954 1956
4	J. Joseph Garrahy	D	ロードアイランド	1976 1978 1980 1982
4	William J. Janklow	R	サウスダコタ	1978 1982 1994 1998
4	Tommy G. Thompson	R	ウィスコンシン	1986 1990 1994 1998

(注) 党派の略号は、次の政党を表している。D：民主党。R：共和党。

(出典) *Guide to U.S. Elections*, 5th ed., Washington D.C.: CQ Press, 2005, vol.2, pp.1478-1539;

"2006 Governor's Chairs by State" Green Papers ホームページ <<http://www.thegreenpapers.com/G06/Governor.phtml?v=u>> に掲載される州知事選挙結果をもとに筆者が作成。